

緊急特集

新型コロナウイルス感染拡大への法務対応

長島・大野・常松法律事務所
弁護士 川合正倫

I はじめに

中国で発生した新型コロナウイルスに関し、世界保健機関（WHO）は2020年1月30日、国際的な公衆衛生上の緊急事態を宣言した。また中国では感染拡大を予防するため、本来は2020年1月30日までとされていた春節休暇が2月2日まで延長され、さらに各地方政府はこれに加え医療関連事業者等の一部の事業者を除き、2月2日以降も一定期間操業再開を禁止する追加的措置を講じた。北京、上海をはじめとする多くの地域では2月10日から事業を再開することが認められたが、依然として都市や道路の封鎖、自己隔離期間の設定を含むさまざまな態様で一般市民の移動が制限されている。また、一斉に人が動き出すと感染が拡大するおそれもあることから、各地方政府は2月10日以降も時短勤務、在宅勤務や有休休暇の取得を奨励している状況にある。現実にはオフィスビルに入館する際に体温検査や健康状態に関する誓約書の提出が求められることもある。さらには、航空便や船の欠航も相次ぐなど物流やサプライチェーンも一部麻痺状態にあり、事業活動に重大な影響が生じている企業も少なくない。

II 新型コロナウイルスの 不可抗力該当性

中国法を準拠法とする契約において不可抗力に関する規定がある場合には、契約の規定に従い不可抗力の該当性が判断されることになる。このため、不可抗力の事由として列挙されている事由に「伝染病」や「疫病」が含まれているか、列挙されている事由が限定列挙なのか例示列挙なのか、また、不可抗力事由の与える影響が契約を履行不能とする事情に限定されているのか、それとも履行遅滞の場合も含まれているのか、不可抗力に該当する場合の効果として義務が完全に免責されるのか解除まで認められるのか、不可抗力に該当する場合に求められる通知の時期および内容等、契約の規定内容を注意深く確認することが求められる。

また、中国法上は契約に規定がない場合であっても不可抗力の適用が認められており¹、民法総則および契約法によれば、不可抗力とは、予見不能、回避不能かつ克服不能の客観的な状況をいうとさ

¹ 英国法をはじめとするコモンローの法域では契約に規定がない限り不可抗力の主張が認められない。

第1章 新型コロナウイルス感染症に起因する契約不履行への対応 中国法における“不可抗力”

中国で発生した新型コロナウイルスに関し、中国では都市や道路の封鎖、自己隔離期間の設定を含むさまざまな感染拡大防止措置がとられている。物流やサプライチェーンも一部麻痺状態にあり、事業活動に重大な影響が生じている企業も少なくない。このような事態を受け、新型コロナウイルスが契約上の不可抗力に該当するかという点が大きな論点となっている。

れ、不可抗力が生じた場合には、すでに履行遅滞の状態にある場合を除き、責任の全部または一部の免除が認められている（民法総則180条、契約法117条）。また、不可抗力により契約目的の実現が不能となったときは契約の解除も認められている（契約法94条1号）。

以上を前提に、新型コロナウイルスの影響を受けみずからの義務の履行に影響が生じる当事者としては、新型コロナウイルスの発生およびこれに伴う政府の措置が不可抗力に該当するか否かを検討することとなる。

2020年2月10日、全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会のスポークスマンは、新型コロナウイルスのために政府がとっている拡大防止措置は、これに基づき契約が履行できない当事者からすると、予見不能、回避不能かつ克服不能な不可抗力に該当すると表明した。また、中国の貿易振興機関である中国国際貿易促進委員会（CCPIT）は、2020年1月より、新型コロナウイルス感染による肺炎の防疫措置により国際貿易の契約履行が不能となった企業に対して不可抗力事実性証明の発行を開始し、すでに相当数の在中国企業がこの証明書を取得したとされている。実際にこれまでに多くの企業が新型コロナウイルスの問題が不可抗力に該当するという内容の通知を行っている模様である。

それでは、上記に基づき新型コロナウイルスに関連する契約不履行はすべからず不可抗力に基づくものと認められることになるのであろうか。

新型コロナウイルスによる不可抗力の検討を行うにあたっては、2003年に発生したSARSの際の裁判所による通知や裁判例が参考になる。すでに廃止されている2003年の「最高人民法院の伝染性非典型的肺炎の予防・治療期間の法に従う人民

法院の関連裁判、執行作業に関する通知」によれば、政府および関係部門がSARSの予防および治療のために講じた行政措置によって契約の履行が直接不能となった場合、またはSARSの影響を受けて契約の当事者がまったく履行できないことによって紛争が発生した場合は、「契約法117条および118条の規定に従って適当に処理する」とされており、最高人民法院は、SARSの防疫により契約履行が直接不能となった場合または契約当事者の契約履行がまったく不能となった場合に限って、「不可抗力」が発生したものとみなすという慎重な姿勢を示した。

また、SARSの際に不可抗力を認定した裁判例が複数存在するが、これらの事案においても免責が主張できるか否かは個別に判断されている。

さらに、CCPITが発行している不可抗力事実性証明では、企業の所在地と当該企業の所在地において発せられた政府の通知により操業が禁止された期間が記載されているのみであり、当該事情が不可抗力に該当することまで証明する内容とはなっていない。

以上の情況に加え、不可抗力の効果は当事者が合意した契約の不履行を免責するという極めて重大な効果を有するものであることから、裁判所または仲裁機関は一律に不可抗力の該当性を判断するのではなく、契約の内容（契約目的物、サービス、契約条件等）、両当事者がおかれた具体的な情況、政府の措置による影響、代替措置の有無等、各種事案における個別の具体的事情に基づき、不可抗力の該当性、因果関係および不可抗力に基づく効果を慎重に判断することになるものと考えられる。

本稿執筆時点の最新の情報として、上海市高級人民法院課題組が2020年2月17日付けで「新型コロナウイルス案件に関する法律適用問題の一連の問答（二）」（以下「上海高院Q&A」という）

を公表した。このうち実務の指針として参考になる内容を以下紹介する。

まず、新型コロナウイルスの契約紛争案件における基本原則として、①利益衡平原則を堅持し紛争を適切に解決する、②契約遵守の原則を堅持し契約合意に従う正常の履行を促す、③公平公正の原則を堅持し契約解除の問題を慎重に審査処理する、④事実追求の原則を堅持し法律に従い不可抗力および事情変更等の原則を適用する、という基本方針が示されている。

また、新型コロナウイルスが突発公共衛生事件と認定された後に政府が講じた各種の措置により、契約の履行が不可能となった場合および適時に権利行使ができなくなった場合には、不可抗力に該当するという旨が記載されている。ただし、実際に不可抗力を理由とする免責の有無は、具体的な状況、特にウイルス防止措置が義務履行に与えた影響を重視して判断するとされている。より具体的には、金銭給付義務については金融市場の再開延期等の特殊状況がある場合を除き、原則として免責の理由にならないが、非金銭債務の履行についてはウイルス防止措置により事業再開を遅らせる必要があった場合、隔離措置等により正常な義務履行ができない場合等は不可抗力を理由として、全部もしくは一部の免責または履行の延期を認めることができるとされている。

契約類型別の判断指針も示されており、たとえば賃貸借契約について以下の整理が示されている。この内容は賃貸借以外の種類の契約紛争においても参考価値があるように思われる。

商業用不動産：

具体的な状況に基づき処理すべきであるが、ウイルスの影響により建物を正常に使用できない場合には賃借人の賃料減免請求は支持されるが、建物の実際の占有に影響がなくウイルス流行期間に顧客が減少する等の原因により賃借人の収入に影響があるだけという場合には原則として賃借人の賃料支払義務は免除されず、仮に賃借人の営業収入に重大な減少がある場合には公平原則に従い賃料を調整し得る。

居住用不動産：

当事者間で協議して解決されるべきであり、協議が成立しない場合には、契約で合意した賃貸期間および履行方式、建物の実際の占有使用状況、ウイルスによる影響の程度を総合衡量したうえで公平原則に従い適切に処理する。賃借人の主導的な制限または当局の措置により賃借人が実際に建物を使用することが不可能であった場合には賃借人の賃料減免請求は支持されるが、賃借人の建物居住使用に影響がなく、かつ、賃借人が新型コロナウイルスに感染して入院治療または隔離される等して建物を使用できなくなるといった客観的事情がない場合には、賃借人の賃料減免請求は原則として支持されない。

Ⅲ 不可抗力を主張するための通知義務および証拠提供義務

契約法において、不可抗力の通知義務および証拠提供義務が定められている点に注意が必要である。具体的には、不可抗力により契約の履行が不能となった当事者は、遅滞なく相手方に通知しなければならない（118条）。また、不可抗力を主張する当事者が、不可抗力の発生、因果関係、契約の履行が不能となったことについて挙証責任を負うものと考えられている。

このため、新型コロナウイルスに関連して契約上の義務の履行に影響を受ける当事者としては、各契約書における不可抗力に関する規定を確認し、それに従った措置をとる必要があるが、契約上の明確な規定がない場合には、上記契約法の規定に従う必要がある。この点、現時点において新型コロナウイルスが義務履行に与える影響を確定することが困難という状況も想定される。しかしながら、不可抗力の通知の際には、これを証明することまでを求められているのではなく、まずは現状に照らし合理的に予想できる状況について通知を行い、事態の進捗に応じて継続的に通知や証明資料を送付するという対応が合理的であると考えられる。

また、義務履行が不能となった具体的原因および当該原因事象と不履行の因果関係についても整理特定のうえ、関連する証拠を収集しておくことも重要である。具体的原因との関係では、一般的

には「経済情勢の悪化」は当事者が予見すべき事情として不可抗力から除外されると考えられており、政府の制限措置に伴う操業不能、輸送規制に伴う物流の欠航といった事情が該当することになるものと考えられる。この点、CCPITは在中国の外資企業に対しても不可抗力事実性証明を発行している模様であり、国際貿易の当事者となる企業は当該証明書を通知の際の証拠資料として利用することが考えられる。また、各地方当局が出している制限措置についても随時変更され得るため適時に証拠として保全しておくことが望まれる。

IV 損失の拡大防止義務

新型コロナウイルスに関連する措置が不可抗力と認定された場合でも、義務者が何らの措置もとらずに損失が拡大した場合には、不利益が生じる点にも留意が必要である。

契約法では、相手方が違約した場合の他方当事者による損失の拡大防止の義務が定められており、違約当事者の相手方は適当な措置を講じて損失の拡大を防止しなければならず、適当な措置を講じず、これにより損失が拡大した場合は、拡大した損失につき賠償を請求してはならないとされている（119条）。不可抗力が発生した場合にも同条の趣旨は妥当するものであり、信義誠実の原則に従って可能な範囲での契約の継続履行等、積極的に損失拡大を回避するための措置をとる必要があるものとする。

V 契約履行への影響期間の起算時点および損害賠償額の確定

新型コロナウイルスに関連する措置が不可抗力に該当するという判断がなされる場合、契約履行への影響がいつから発生したのかという点も検討が必要となる。この点は見解がわかれ得るが、比較的早期に影響が発生したとする立場は、国家衛生健康委員会が新型コロナウイルス感染による肺炎を「中華人民共和国伝染病防治法」に定める乙類伝染病とする公告を公布した2020年1月20日とする。他方で、WHOが新型コロナウイルス感染による肺炎を国際的に注意される突発公共衛生事件（Public Health Emergency of International Concern, PHEIC）と認定した2020年1月30日とする立場もある。

SARSの際の事例をふまえると、裁判所は契約履行への影響期間を考慮したうえで、当該期間の債務の減免を認めるものと考えられるが、影響期間の起算・終了時点の判断にあたっては、政府による各種措置のみならず案件の具体的な状況を考慮したうえで判断すべきものと思われる。この点に関し、上海高院Q&Aにおいても、具体的な案件において、新型コロナウイルスが契約履行、契約目的実現または当事者の権利行使に実際に与えた影響に基づき確定することとされ、一般的には契約履行地または当事者所在地の省級政府の重大突発公共衛生時間としての対応期間に対応するとされている点が参考となる。

VI 総括

以上記載したとおり、新型コロナウイルスに関連する義務の不履行に関して、裁判所は個別具体的な事情に基づき不可抗力の該当性およびこれに基づく効果を慎重に判断するものと思われるが、政府が講じた防疫措置が不履行の直接の原因となる場合等一定数の事案においては、不可抗力による免責が認められるものと考えられる。また、不可抗力を主張する当事者は、不可抗力事由の発生後に速やかに相手方に通知を行うと同時に、挙証責任を負うほか、損害の拡大を防止する義務をも負う点に留意する必要がある。

ここまで不可抗力について中国法の検討を中心に記載したが、実務においては当事者間の交渉によって妥当な解決策を模索することが期待される。また、仮に当事者間で合意に至らず、かつ、不可抗力の主張が認められない場合であっても、事情変更の原則や公平原則といった不可抗力とは別の枠組みを利用して、中国企業の責任を実質的に軽減する事例も出てくるものと想定される。

本稿は2020年2月28日現在の情報に従い記載しているが、今後も新型コロナウイルスに関する新たな措置や政府または裁判所による通達等が出されることが予想されるため、常に最新の情報を確認したうえで対応策を検討する必要がある。